

あいち民研公開シンポジウム 2019. 10. 20

児童虐待事例に見る子ども・ 保護者(家庭)の実態

一名古屋市児童相談所における
重大事例を通して一

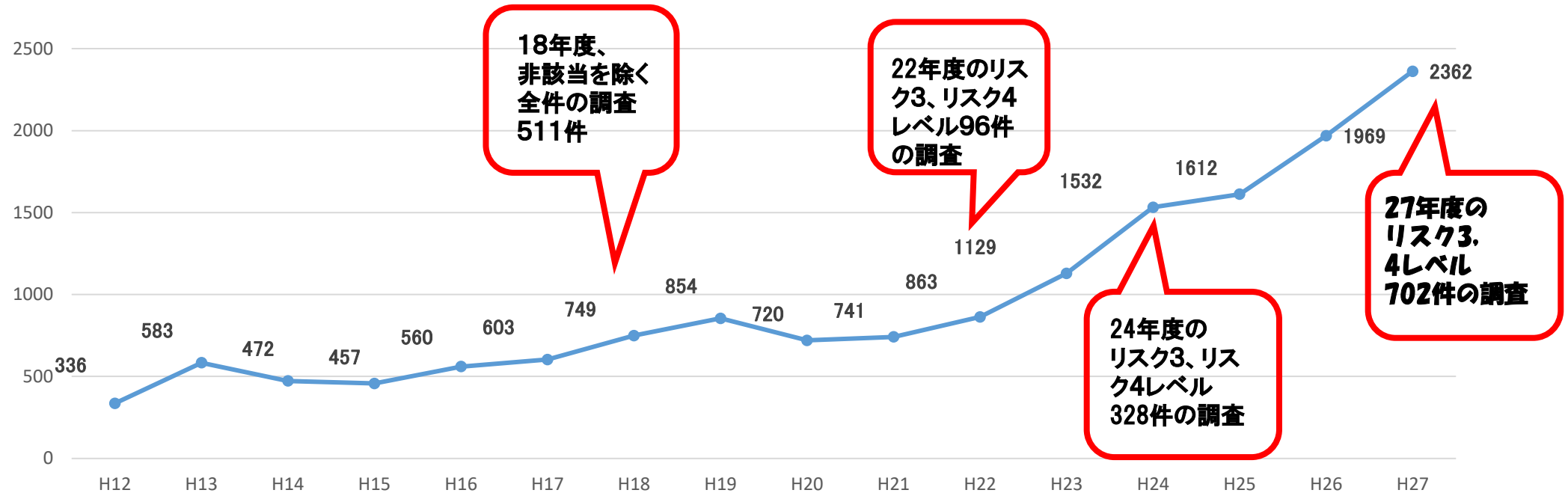
人間環境大学

山田麻紗子

今日のポイント

- **重大児童虐待事例とは**
- **重大事例から見る子どもの実態**
- 被虐待児の年齢、年齢の分布、虐待種別の推移、重複する虐待
- 子どもが抱える問題(課題)等
- **虐待者の状況・実態**
- 年齢分布、家庭状況
- **事例を通して**
- **まとめと課題**

1 児童虐待実態研究の経過と背景 (対応件数の推移)



児童虐待に関する相談対応件数の推移

名古屋市(2016)『平成27年度名古屋市児童相談所相談実績等の概要について』より
<http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/cmsfiles/contents/0000059/59994/140530jidosodansyosoudanjisseki.pdf>

名古屋市における児童虐待相談受理件数の推移については、児童虐待防止法が施行された平成12年度に受理した児童虐待相談件数は336件。平成18年度に実施した児童虐待実態調査時の受理件数は749件(調査対象は511件)、平成22年度の対応件数は863件(対象は96件)、平成24年度は、1,532件(対象は328件)。更に、今回調査の平成27年度は、2,362件(対象は702件)。平成30年度は3,394件と増加の一途をたどっている。

2 現在の名古屋市児童相談所

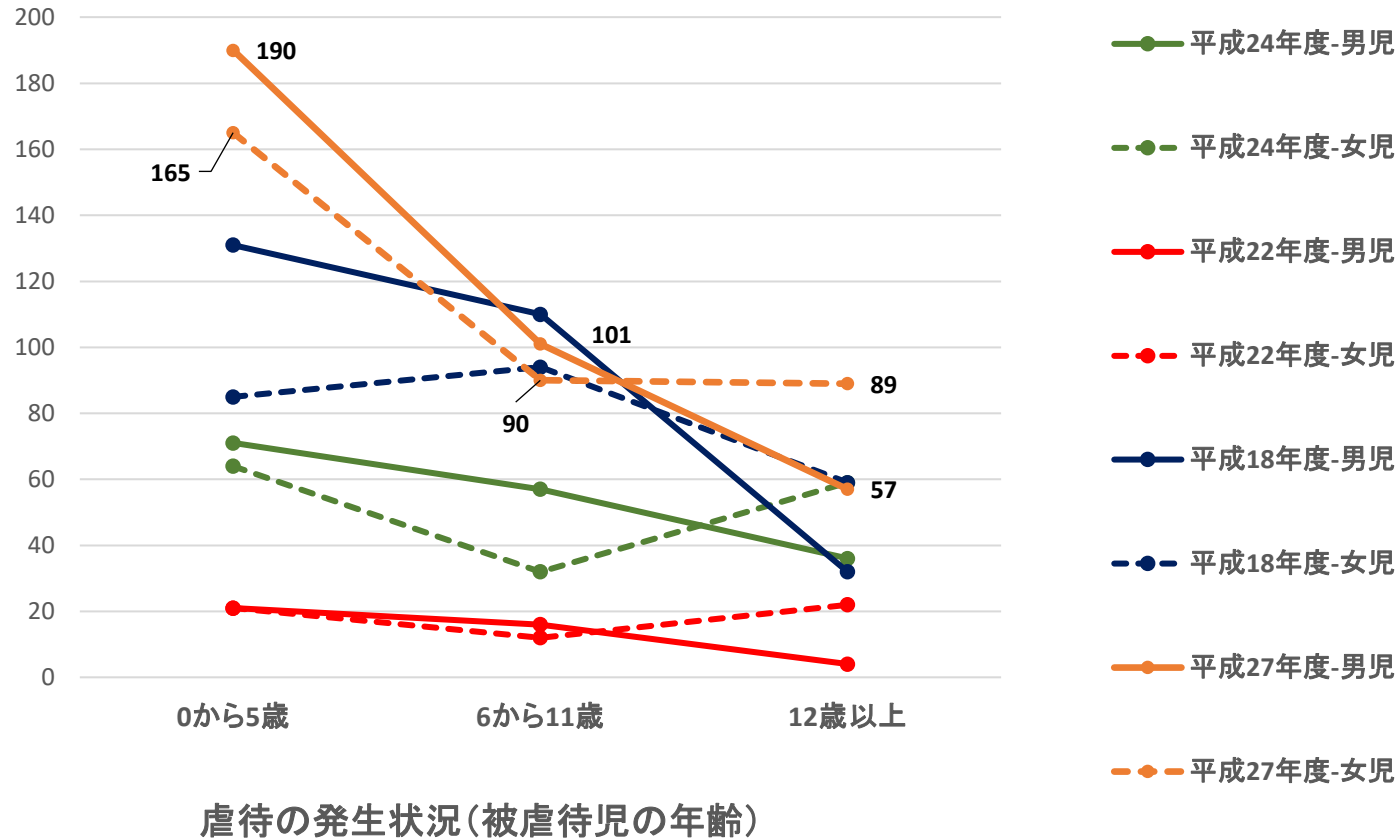
- 中央児童相談所
名古屋市昭和区
一時保護所併設(定員25名) 市内16区の内7区を管轄
- 西部児童相談所(平成22年4月開設) 中川区 同 上 同 5区
- 東部児童相談所(平成30年4月開設) 緑区 同 上 同 4区
- 本研究時(平成27年度～29年度)は、中央・西部の2つの児童相談所
- JSPS科研費 15K04157(代表:山田麻紗子)の助成

3 重大児童虐待事例とは

- 児童虐待の通告 ①家庭その他からの相談
 - ②要保護児童を発見した人からの通告
 - ③区役所(福祉事務所)からの送致
 - ④警察等からの送致
- 👉 情報収集 ⇒ 迅速な対応(原則48時間以内の安全確認)
- 👉 リスクアセスメント実施 ⇒ レベル4(緊急一時保護を検討)
レベル3(一時保護を検討)
レベル2(在宅指導)
レベル1(レベル2よりも軽度)

👉 **重大児童虐待事例は、レベル4と3の重症度の高いもの**

4 虐待の発生状況(被虐待児の年齢)



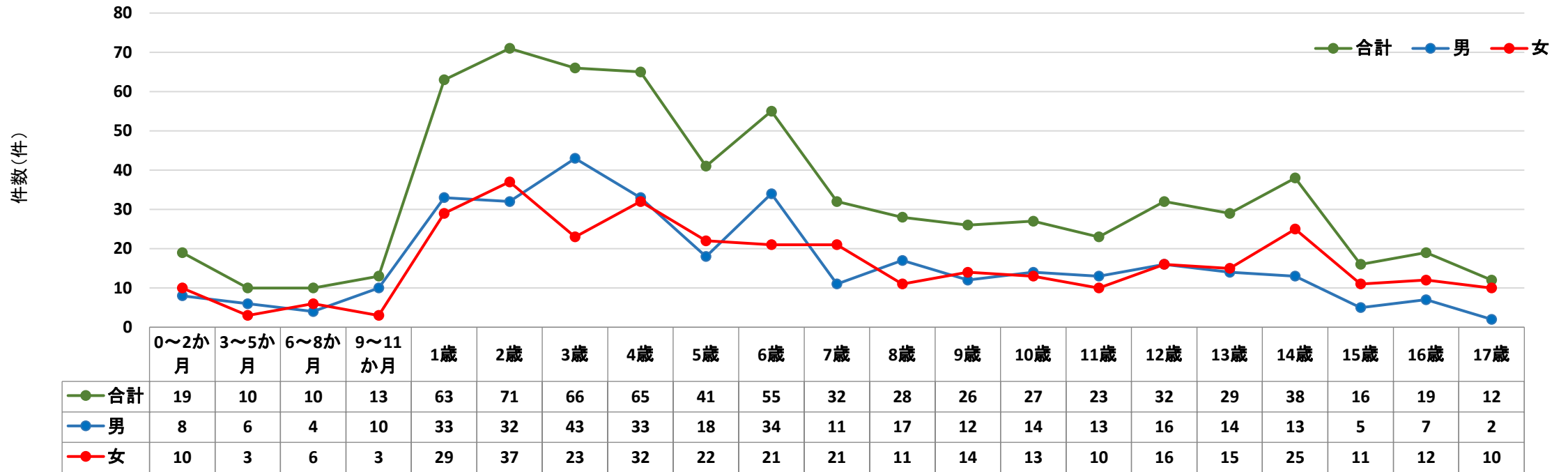
平成27年度
年齢別 性別

	男	女	合計	割合
0から5歳	190 53.5%	165 46.5%	355	51.3%
6から11歳	101 52.9%	90 47.1%	191	27.6%
12歳以上	57 39.0%	89 61.0%	146	21.1%
合計	348 50.3%	344 49.7%	692	100.0%

※男女比はそれぞれ年齢階層の件数を母数とし、割合は有効回答(689件)を母数とする。

平成27年度を、前回・前々回と比較すると①0歳から6歳まで突出して高い傾向があり、保護された子どもは次の年齢分布資料も合わせると413件(58.8%)で6割近い。②12歳から14歳でも高い傾向を示し、児相が乳幼児および小高学年から中学生に慎重に対応していることが伺える。

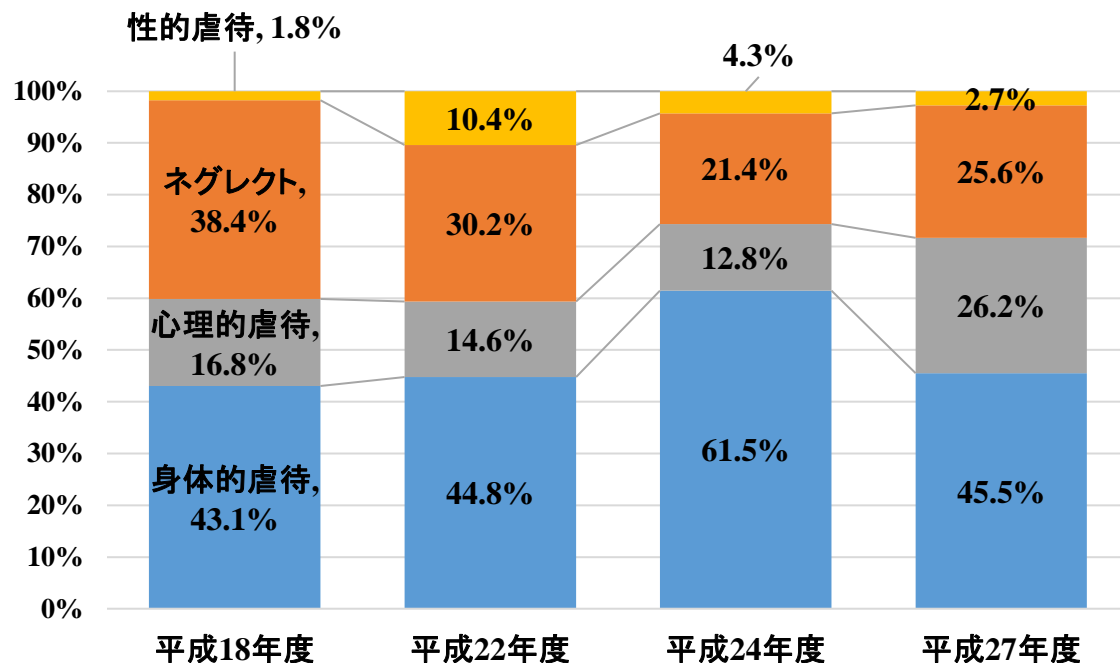
5 虐待を受けた子どもの年齢分布



年齢との関係を見ると男女ともに0歳時(合計52件)以降に高くなり、その後女児は3歳時に減少し、4歳児に増加。その後8歳児で再度減少するものの、以降なだらかな増減を繰り返し、14歳でかなりの増加を示す。男児は5歳時に減少し、6歳で増加。それ以後はなだらかに増減を繰り返し、15歳以後はかなり減少する。

0歳から13歳までの間では、男児は3歳および6歳で女児より多い。これらを除くと、男女の数は大差なく推移し、男児は14歳以降激減する。一方女児は7歳で男児より多く、特に14歳以降では女児の割合が6割強から8割強と多数を占める。

6 虐待種別



※全児童のうち、有効回答(699件)を母数とする。

虐待種別ごとの増加率

	平成 24年度	平成 27年度	増加率
ケース数	327	699	2.14倍
身体的虐待	201	318	1.58倍
心理的虐待	42	183	4.36倍
ネグレクト	70	179	2.56倍
性的虐待	14	19	1.36倍

※黄色の箇所は統計的に有意な減少・増加が確認された

虐待種別は、身体的虐待が318件(45.5%)、心理的虐待が183件(26.2%)、ネグレクトが179件(25.6%)、性的虐待が19件(2.7%)である。平成24年と比較すると今回では、心理的虐待が4倍以上と有意に増加し、身体的虐待は有意に減少している。今回は、DVやきょうだいの虐待に晒される子どもを「心理的虐待」に加えて取り組んだ結果と、考えられる。因みに、名古屋市全事例数(2,362件)の「心理的」は1,287件(54.5%)、「身体的」は511件(21.6%)で、重大事例では引き続き「身体的」の多さが特徴と言える。

7 虐待の種別（従たるもの）

図表1-8 虐待の種別（従たるもの）
平成22年度

虐待の種別 （従たるもの）	件数	割合
なし	69	69.0%
心理的虐待	14	14.0%
ネグレクト	10	10.0%
身体的虐待	7	7.0%
合計	100	100.0%

※全児童数（96件+多重回答分4件）
を母数とする（※多重を含む）。

図表1-8 虐待の種別（従たるもの）
平成24年度

虐待の種別 （従たるもの）	件数	割合
なし	185	56.2%
心理的虐待	63	19.1%
ネグレクト	56	17.0%
身体的虐待	22	6.7%
性的虐待	3	0.9%
合計	329	100.0%

※全児童数（328件+多重回答分1件）
を母数とする。

平成27年度

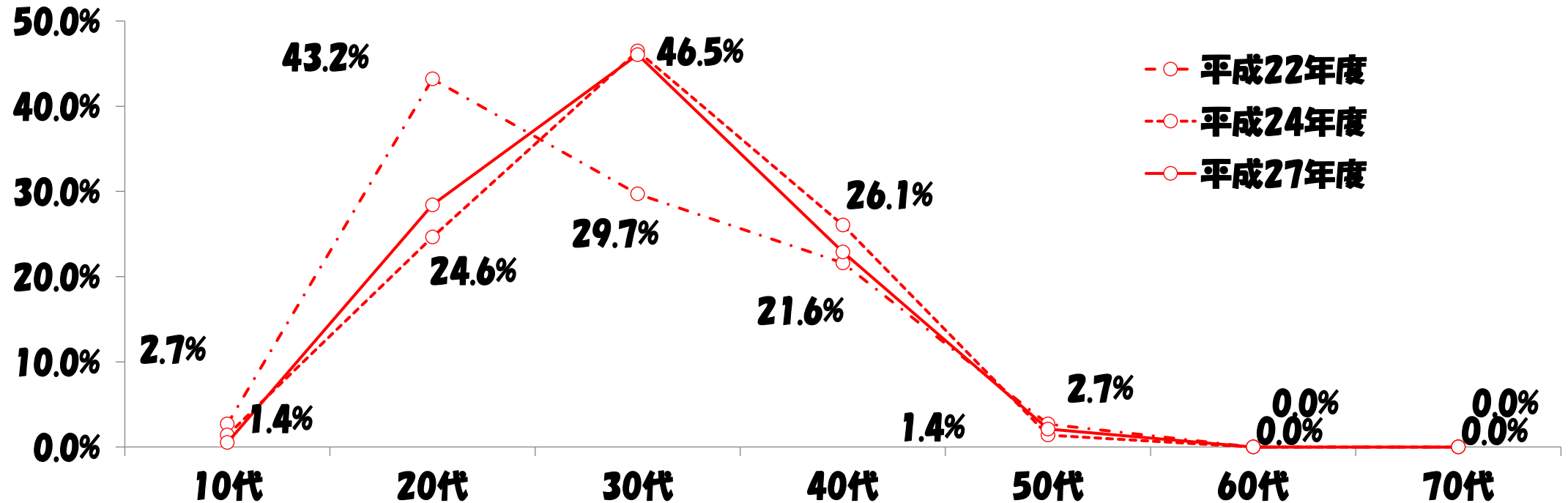
虐待の種別（従たるもの）

虐待の種別 （従たるもの）	件数	割合
なし	343	48.9%
心理的虐待	213	30.3%
身体的虐待	83	11.8%
ネグレクト	74	10.5%
性的虐待	8	1.1%
合計	721	—

※全児童数（702件）を母数とする。

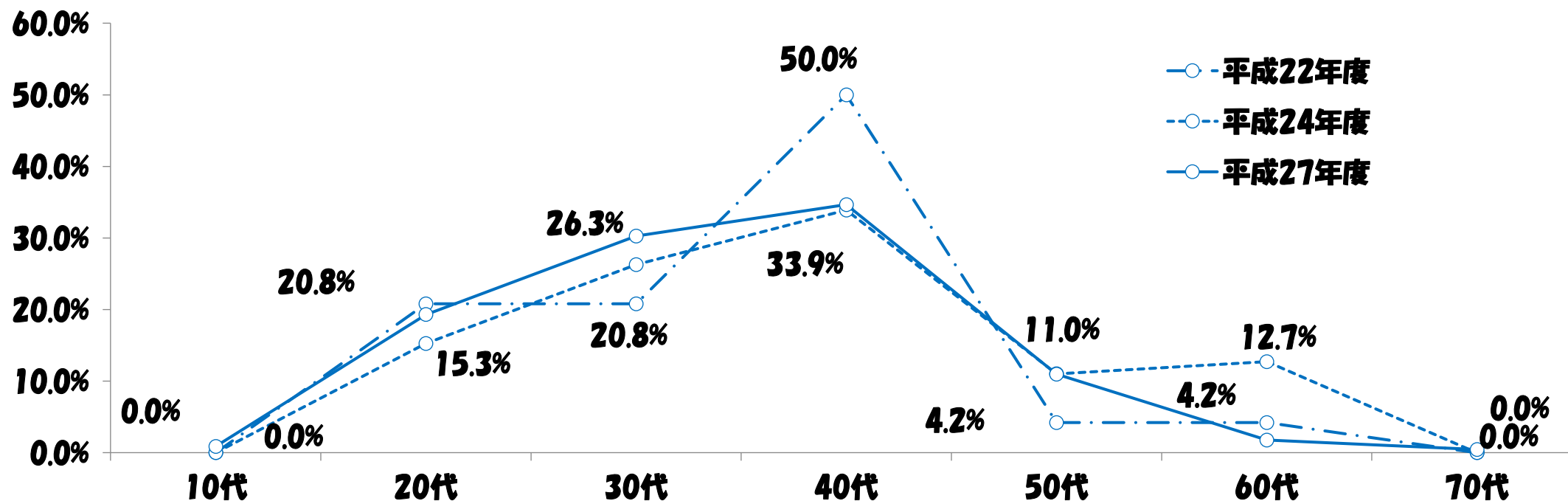
従たるものとして報告された割合の多い順番が「心理的虐待」、「身体的虐待」、「ネグレクト」である。今回は従たる虐待「あり」が5割を超え、平成22年より2割増加している。重大事例では、①主たる虐待に他の虐待が複合している事例が多いことが伺える。

9 主たる虐待者(実母)の年齢分布



「実母」が主たる虐待者である場合は、「30代」が46.5%と最も多く、次いで「40代」が26.1%、「20代」が24.6%の順である。前回でも、「30代」が46.5%と最も多く、次いで「40代」が26.1%、「20代」が24.6%の順であった。今回の特徴は、実母は、20代から40代の合計が95.0%と三世代に集中していること、30代が最も多いことで、**前回とほぼ類似している。**

10 主たる虐待者(実父)の年齢分布



「実父」が主たる虐待者である場合は、「40代」が33.9%、次いで「30代」が26.3%、「20代」が20.8%、「50代」が11.0%、「60代」が4.2%である。特徴として実父は、20代から60代までの広範囲に及ぶことが挙げられる。前回・今回とも「40代」が最も多い。

11 被虐待児の状況(年齢区分との関係)

年齢区分と被虐待児の状況のクロス集計

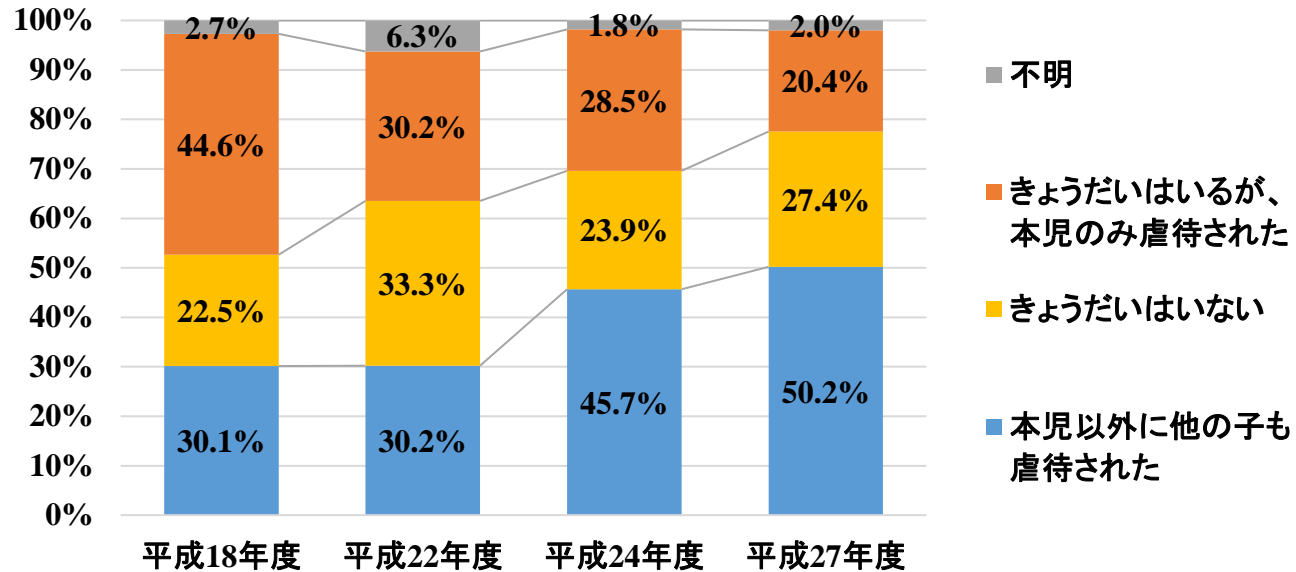
	被虐待児の年齢			合計
	0から5歳	6から11歳	12歳以上	
1 発育が悪い	30 8.3%	5 2.6%	3 2.1%	38 5.4%
2 発達の遅れ	78 21.6%	46 24.1%	15 10.3%	139 19.9%
3 発達のアンバランス	52 14.4%	59 30.9%	22 15.1%	133 19.1%
5 不潔	25 6.9%	5 2.6%	1 0.7%	31 4.4%
6 虚弱(喘息・湿疹など)	9 2.5%	1 0.5%	0 0.0%	10 1.4%
8 無表情	1 0.3%	1 0.5%	0 0.0%	2 0.3%
9 夜尿・遺尿・失禁が多い	1 0.3%	3 1.6%	0 0.0%	4 0.6%
10 眠りが浅い、夜泣き	15 4.2%	5 2.6%	1 0.7%	21 3.0%
11 うつ的、活気がない	3 0.8%	6 3.1%	8 5.5%	17 2.4%
13 多動	28 7.8%	27 14.1%	5 3.4%	60 8.6%
14 乱暴	12 3.3%	12 6.3%	10 6.8%	34 4.9%
15 不登校	7 1.9%	9 4.7%	23 15.8%	39 5.6%
16 暴力	1 0.3%	1 0.5%	4 2.7%	6 0.9%

年齢区分と被虐待児の状況のクロス集計(続き)

	被虐待児の年齢			合計
	0から5歳	6から11歳	12歳以上	
17 万引き	2 0.6%	9 4.7%	10 6.8%	21 3.0%
18 家出	4 1.1%	8 4.2%	23 15.8%	35 5.0%
19 急激な学力低下	0 0.0%	1 0.5%	1 0.7%	2 0.3%
20 虚言	2 0.6%	11 5.8%	12 8.2%	25 3.6%
21 年令不相応な性的興味関心、言動	1 0.3%	2 1.0%	3 2.1%	6 0.9%
23 年齢相応の基本的な生活習慣が身につけていない	32 8.9%	34 17.8%	28 19.2%	94 13.5%
24 年齢に不相応な行儀のよさ	3 0.8%	2 1.0%	5 3.4%	10 1.4%
26 虐待者との関係(なつかない、おびえる、服従、萎縮)	37 10.2%	27 14.1%	30 20.5%	94 13.5%
27 家に帰りたがらない	1 0.3%	14 7.3%	27 18.5%	42 6.0%
28 誰とでもベタベタする	8 2.2%	6 3.1%	0 0.0%	14 2.0%
29 同年代の子どもと遊べない	12 3.3%	6 3.1%	7 4.8%	25 3.6%
30 身体接触を極端に嫌がる	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%
32 その他	101 28.0%	41 21.5%	34 23.3%	176 25.2%

「その他」を除いた上位3つを挙げてみると、**0歳～5歳**は「発達の遅れ」が**2割を超えて最も多く**、次いで「発達のアンバランス」が**1割強**、「養育者との関係」が**1割**である。**6歳～11歳**は「発達のアンバランス」が**3割と最も高く**、次いで「発達の遅れ」が**2割余**、「年齢相応の基本的な生活習慣が身につけていない」が**2割弱**である。**12歳以上**では「養育者との関係」が**2割と最も高く**、次いで「年齢相応の基本的な生活習慣が身につけていない」が**約2割**、「家に帰りたがらない」が、**2割弱**。他に**1割を超えたものを挙げると、0歳～5歳はなし、6歳～11歳は「多動」と「養育者との関係」が共に1割余、12歳以上では「不登校」と「家出」が共に1割強、「発達のアンバランス」が1割**である。**年齢が上がる程、子どもが抱えている問題(課題)が多様化して顕在化することが分かる。**

12 きょうだいへの虐待



平成27年度

きょうだいへの虐待の有無

		件数	割合
きょうだいがいる	本児以外に他の子ども虐待された	347	50.2%
	きょうだいはいるが、本児のみ虐待された	141	20.4%
	不明	14	2.0%
	小計	502	72.6%
きょうだいはいない		189	27.4%
合計		691	100.0%

※全児童のうち、有効回答(691件)を母数とする。

全児童数のうち、「本児以外も虐待された」が5割、「本児のみ虐待された」が2割である。また、「きょうだいがいる」場合(488件)について見ると、「本児以外も虐待された」が、7割を超える。前回や平成18年度の調査結果からも、重症度にかかわらず児童虐待事例においては、他のきょうだいも虐待を受けている場合が**多く**、重大事例においてはその割合が高くなることが分かる。

13 虐待者の状況

平成27年度と平成24年度の比較

イ 虐待者の状況(平成27年度で10%以上該当の項目のみ)

	平成24年度		平成27年度	
	度数	割合	度数	割合
よく怒る	115	35.1%	276	39.3%
養育上の問題の認識(自覚)がない	133	40.5%	224	31.9%
衝動的	28	8.5%	196	27.9%
攻撃的	35	10.7%	187	26.6%
イライラする	33	10.1%	183	26.1%
ストレスを解消できない	45	13.7%	157	22.4%
危機の解決ができない	54	16.5%	146	20.8%
社会的に未熟	42	12.8%	139	19.8%
感情不安定	55	16.8%	134	19.1%
体罰の容認	40	12.2%	125	17.8%
支配的	57	17.4%	108	15.4%
精神疾患(発達障害、人格障害を含む)	41	12.5%	99	14.1%
家事能力が低い	41	12.5%	76	10.8%
過度のしつけ	28	8.5%	72	10.3%

※各調査年度の全児童を母数とする。

上位5つを見てみると「よく怒る」が約4割と最も多く、「養育上の問題の認識(自覚)がない」が3割余、「衝動的」が3割弱、「攻撃的」「イライラする」が2割強。

前回では「養育上の問題の認識(自覚)がない」が4割と最も多く、「よく怒る」が3割強、「支配的」が17.4%(57件)、「感情不安定」、「危機の解決ができない」が1割強であった。

今回は前回以上に、把握しやすい身体的虐待者の特徴が上位を占める。これは、**と云え心理的虐待の背景にDVがあるため**。

14 虐待者の問題(家庭状況)

平成27年度と平成24年度の比較

ウ 虐待者の問題(平成27年度で10%以上該当の項目のみ)

	平成24年度		平成27年度	
	度数	割合	度数	割合
離婚・死別・別居(母子・父子)	102	31.1%	237	33.8%
夫婦不和	65	19.8%	178	25.4%
経済不安あり	115	35.1%	161	22.9%
相談できる人がいない	19	5.8%	159	22.6%
夫婦間暴力(DV)	38	11.6%	149	21.2%
育児援助者がいない	53	16.2%	146	20.8%
親族からの孤立	52	15.9%	140	19.9%
近隣、友人から孤立	38	11.6%	136	19.4%
同居・内縁・再婚	34	10.4%	127	18.1%
虐待者のみという時間が多い	93	28.4%	116	16.5%
多子(3人以上、人)	80	24.4%	113	16.1%
定職なし、失業中	75	22.9%	91	13.0%
不規則な就労時間	32	9.8%	91	13.0%
生活苦	28	8.5%	74	10.5%
就労によるストレス(疲労)	11	3.4%	70	10.0%

※各調査年度の全児童を母数とする。

今回の上位5つでは「離婚・死別・別居(母子・父子)」が3割余と最も多く、「夫婦の不和」が2割強、「経済不安」、「相談できる人がいない」、「夫婦間暴力(DV)」が2割余である。ひとり親家庭、夫婦間暴力(DV)、経済状況、地域社会からの孤立等の問題が上位を占める。

前回では「経済不安」が3割強と最も多く、「離婚・死別・別居(母子・父子)」が3割余、「子どもが虐待者のみという時間が多い」が3割弱、「多子」、「定職なし・失業中」が2割余であった。経済状況、家族形態の変化、接触度の問題、きょうだい関係の問題、労働状況等の問題が上位を占めていた。

これらから今回は、ひとり親家庭、経済問題に加えて夫婦間暴力(DV)や不和、社会からの孤立の問題を抱えた家庭が浮かび上がる。DV等、暴力を背景とした心理的虐待の増加が背景にあることが、示唆される。

15-1 同居男性による中2男児虐待死事件

(本事例について、「名古屋市児童虐待事例検証報告書」公表)






- 家庭: 実母、長男(初回通告時小5)、次男(同小3)の3人暮らし。
- 実父母は離婚、実母に交際中の男性(A)あり
- **H20.9 市民から実母によるネグレクト通告**(「服がボロボロ」「身体が汚い」「母が夜間不在」) ⇒ 助言指導
- **H21.4 小学校からネグレクト通告**(「母が夜間不在、精神的に不安定」) ⇒ 家庭訪問して子どもの安全確認
- H21.8 「不衛生な環境」「母不在」のため長男・次男を一時保護
- H21.9 母が大量服薬で医療保護入院
- H22.2 母が祖母(母の実母)への暴力で逮捕、Aは覚せい剤取締法違反で逮捕
- H22.9 生活状態安定したと継続指導終了

- H23.1 Aから「母が**大量服薬**で入院。2児は(A宅)で生活」 ⇒ **2児を一時保護**。その後母退院により**一時保護解除、相談終結**
- H23.4 母、長男、次男、Aが同居。次男は4度目の**家出**
- **H23.6 中学校から通告**(「**頬に痣、目に指を入れられた痕**」)学校が家庭訪問、Aは「躰けのため」。数日後次男の背中に痣。**翌日中学校から通告**(「**長男の右脛に内出血**」) ⇒ **家庭訪問、長男、母、Aに面接、Aに指導**
- **7 継続指導開始**。数日後**中学校から通告**(「**長男の目の周りに痣**」)
- ⇒ **家庭訪問。長男、母、Aに面接**。長男は「母を支え、転倒」と説明
- Aから児相に「長男は母のことで頑張っているので、気にかけてほしい」
- 9 母、長男、AがB区に転居、次男は祖母宅に同居
- **10 子ども福祉課から通告**(「**祖母の話から虐待が心配**」) ⇒ **家庭訪問し3人に面接。Aを指導**。「長男は朝4時に起きて勉強している」
- **10.22 Aに頭部・胸部を蹴られ、長男死亡**

15-2 本事例の背景ある家族の実態

- **母の状況**: 長男出生後、母は自宅に落ち着かず夜間も不在がち。次男出生、離婚
- 犯罪(窃盗、暴行、覚せい剤使用等)、複数のネグレクト(家に落ち着かず・不規則、不適切な食事・身体や服装の不清潔・家の不潔・夜間放置など)、男性関係、祖母や親族との不仲等
- **Aの状況**: 幼いころに両親と別れ、親戚等をたらい回し。暴力的な躰けを受け(被虐待経験)、薄幸な育ち。婚姻歴なし。犯罪(覚せい剤の前科)を通じて母と知り合い、交際。母への暴力
- **Aの長男・次男への対応**: 母が入院時には手元に引き取る。
- 長男には「将来良い職業につかせたい」と勉強を強いる。ほめることも
- 次男の家出時には探し、帰宅させると暴力(母も長男も協力)「家出、お金の持ち出し、嘘をつく」と次男を叱責

15-3 本事例の子どもたちの実態

- **長男の状況**: 幼いころから実父の暴力(身体的虐待)
- 母のネグレクト
- 不適切な環境への適応(母の良い子「母は僕が守る」「Aや母を庇うための嘘」)
- 身辺自立の遅れ(中2になっても母と一緒に寝る)
- 身体疾患「成人性の糖尿病」(軽度、小学6年時校医の指摘)  ネグレクトによる疾病
- **次男の状況**: 小5年後半以後、家出・金銭の持ち出し、虚言
-  母、A、長男から叱責(時にはタバコの火を押し付けられたことも)身体的・心理的虐待に加え、ネグレクト
-  更なる家出  激しい叱責...  最後は祖母宅へ
- **虐待回避行動**

16 まとめと課題

- 対応事例の6割近くを乳幼児(0~6歳)が占める。
- 複合した虐待の見られる事例が、5割を超える。
- きょうだいがいる場合は、本児だけでなく他も虐待を受けている事例が7割以上である。
- 心理的虐待の増加とそれへの対応が今後の課題の一つである。
- 生命の危機に係る重大なものから軽微なものまで広範囲で、子どもの生活全般に係るが、発見が難しく常態化しやすいなどの特徴を持つネグレクト事例への適切なリスクアセスメントや対応が、今後の重要課題である。
- 家族形態が大きく変化し、新たな家族関係を構築するなどの困難な問題を抱えたステップファミリーへの支援も、課題である。

- 中2男児虐待死事件では、ネグレクト状態が初回通告以前から常習化、母の犯罪や問題行動、親族からの孤立化、AのDVなど、多様で深刻な問題が顕在化していた深刻な事例。初回通告受理時およびそれ以降のリスクアセスメント、子どもに対する目視の安全確認だけでなく、母や同居男性の成育史、生活状況、性格・行動傾向、家族間の人間関係などを的確に把握した上での、児相主導による介入・支援が不可欠であった。Aの児相に対する上辺の姿勢、A・母を庇う長男の嘘言に惑わされず、2児を早期に一時保護すべき事例
- 特に重大事例においては、虐待者の問題に加え、ひとり親、経済問題、夫婦間暴力(DV)や不和、社会からの孤立、虐待者に被虐待経験、犯罪や逸脱行為等の問題を、複合的に抱えた家庭状況が、本事例だけでなく多くの背景にある。
- 子どもの「家出」「金銭の持ち出し」「虚言」「万引き」などの行為の裏に虐待や家に居られない事情がある場合が多々。問題行動よりもサイン(SOS)と受け止め、保護の手を差し伸べる。